



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和4年10月25日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 細川 雅嘉

賃金指導官 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

令和4年度特定最低賃金改正決定の答申について

－繊維機械、金属加工機械製造業特定最低賃金を915円に引上げ－

福井労働局（局長 田原孝明）は、本年9月14日開催の福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）において諮詢した「福井県繊維機械、金属加工機械製造業」に係る令和4年度特定最低賃金の改正について、以下のとおり答申を受けました。

特定最低賃金の改正決定に当たっては、同審議会に専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたところですが、今回の答申を受け、今後は異議の申出期間を経て、官報公示され、本年12月24日の発効を予定しております。

1 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

最低賃金額 時間額915円

答申日 令和4年10月25日

適用労働者数 約1,900名

前回の改正 令和元年12月24日（時間額874円《注》）

《注》現在は、福井県最低賃金が888円（令和4年10月2日発効）と上回っているため繊維機械、金属加工機械製造業における最低賃金は888円が適用されています。

なお、福井県では今回答申がなされた「福井県繊維機械、金属加工機械製造業」のほかに「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業」「電気機械器具製造業（略称）」「百貨店、総合スーパー」の3業種に関する特定最低賃金が定められておりますが、福井地方最低賃金審議会の本年度の審議において、改正決定の必要性があるとの結論には達しなかったため、これら3業種の最低賃金に関する金額改正はありません。

（参考）特定最低賃金3業種の最低賃金額（現行）

「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」 時間額 888 円
「福井県電気機械器具製造業（略称）」 時間額 888 円
「福井県百貨店、総合スーパー」 時間額 888 円
いずれも効力発生日は令和 4 年 10 月 2 日です。